

高松市立学校の管理運営に関する規則 及び高松市立学校職員の服務に関する 規則の一部改正について

教育局学校教育課

1

1 例規整備の概要

子育て部分休暇の請求、承認等に関し、香川県との整合を図る等のため、高松市立学校の管理運営に関する規則及び高松市立学校職員の服務に関する規則を整備するもの。

2

2 主な内容及び該当条項

(1) 高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正

ア. 子育て部分休暇の請求があった場合、教育長は速やかにこれを承認するかどうかを決定し、当該請求を行った職員に対して当該決定の内容を通知することとするもの

(第1条、第18条関係)

イ. 教育長は、子育て部分休暇について、その理由を確認する必要があると認めるときは証明書類の提出を求めることができることとするもの

(第18条関係)

ウ. 所要の様式整備をするもの

(第3号様式関係)

3

高松市立学校の管理運営に関する規則及び高松市立学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 月 日

高松市教育委員会教育長 小柳和代

高松市教育委員会規則第 号

高松市立学校の管理運営に関する規則及び高松市立学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則

(高松市立学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 高松市立学校の管理運営に関する規則（昭和33年高松市教育委員会規則第6号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(休暇) 第18条 略 2～7 略 8 第2項及び前項の規定は、介護休暇及び子育て部分休暇について準用する。この場合において、第2項中「教育長又はその委任を受けた校長」とあり、及び前項中「校長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。	(休暇) 第18条 略 2～7 略 8 第2項及び前項の規定は、介護休暇について準用する。この場合において、第2項中「教育長又はその委任を受けた校長」とあり、及び前項中「校長」とあるのは、「教育長」と読み替えるものとする。

4

第3号様式（第9条関係）

[illegible]

第3号様式 (第9条関係)

[illegible]

2 主な内容及び該当条項

(2) 高松市立学校職員の服務に関する規則の一部改正

ア. 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇承認（取消）請求書を教育長に提出しなければならないこととし、その様式を定めるもの

(第2条、第10条の3、第6号様式の7関係)

(高松市立学校職員の服務に関する規則の一部改正)

第2条 高松市立学校職員の服務に関する規則（昭和35年高松市教育委員会規則第3号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
(職員の介護休暇、<u>介護時間</u>及び<u>子育て部分休暇</u>の請求等) 第10条の3 略 2 略 <u>3 子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇承認（取消）請求書（第6号様式の7）を教育長に提出しなければならない。</u>	(職員の介護休暇及び<u>介護時間</u>の請求等) 第10条の3 略 2 略 [新設]

第6号様式の7（第10条の3関係）

(表)

子育て部分休暇承認（取消）請求書

承認権者印	承認年月日
	年 月 日
教育長 殿 所 属 職・氏 名	
次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。	
1 請求に係る子	
氏 名	
請求者との続柄等	
生 年 月 日	年 月 日生
2 請求期間	年 月 日から □毎日 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで □その他 () 午後 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日から □毎日 午前 時 分から 午後 時 分まで
	年 月 日まで □その他 () 午後 時 分から 午後 時 分まで
3 備考	

注 1 該当する□には、レ印を記入すること。

2 「3 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を記入すること。

3 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類（医師若しくは助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し）を添付すること。

4 「2 請求期間」欄に記入された期間内における子育て部分休暇の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

[新設]

(裏)

承認権 者確認	請求者 確認	請求年月日		請求に基づく承認又は取消し後の子育て部分休暇の時間					備 考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時間数	時間	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分まで	時 分まで	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分まで	時 分まで	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分まで	時 分まで	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分まで	時 分まで	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分まで	時 分まで	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	分		
		年 月 日	年 月 日	時 分まで	時 分まで	時間	分		

附則

この規則は、公布の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

(改正理由)

子育て部分休暇の請求、承認等に関し、香川県との整合を図る等のため、関係条文を整備するものです。

3 施行期日

令和7年8月1日